様式第５号

第 　　　号

年 　月 　日

　　　　　　　　　　　　　 様

土佐清水市長

　　　　　　　　　　　 措　置　決　定　通　知　書

 老人福祉法第　　　条　　第　　項　　号の規定により、次の措置をとることに決定しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 被措置者氏名 |  |
| 決定の区分 |  |
| 措置の種類 |  |
| 決定年月日 | 　　　 年　　　月 　　　日 |
| 決定理由 |  |
| 入(退)所施設名又は養護受託者氏名 |  |
| 自己負担額 | 　　　年　　月から　　円 |
| 備考 |  |

１この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、土佐清水市長に対して審査請求をすることができます。

２この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土佐清水市を被告として（訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えをすることが認められる場合があります。